

北海道子どもの読書活動推進計画〈第五次計画〉(原案)【概要版】

<2023(令和5)～2027(令和9)年度>

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨とその背景	○ 子どもの読書活動は、社会全体で推進を図る必要 ○ 第四次計画の成果と課題を踏まえた内容 ○ 新たな施策(GIGAスクール構想、地学協働)の推進や法律(読書バリアフリー法)の施行、社会の変化(新型コロナウイルス感染症)等に対応した内容
2	国や道の動向	○ 年表(平成13年以降の子どもの読書活動推進に関わる国や道の動向)
3	基本理念	○ 「北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。」
4	計画の性格	○ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第九条に基づき策定 ○ 「北海道教育推進計画」の個別計画として策定 ○ 地域全体で北海道の子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示すもの
5	計画の期間	○ 令和5年度から令和9年度までの5年間
6	推進状況の把握	○ 北海道子ども読書活動推進会議での意見聴取
7	計画の対象と各期の特徴	○ 0歳からおおむね18歳 ○ 発達段階における4つの期間のそれぞれの特徴
8	読書活動の対象	○ 活字その他文字を用いて表現された図書及び電子資料
9	「第四次計画」の進捗状況及び成果と課題	(1) <u>目標指標の進捗状況</u> ・ 家庭での読書の状況・学校における一斉読書の取組状況 ・ 学校司書の配置状況・学校図書館における様々な人材との連携状況 等8項目 (2) <u>成果</u> [地域] ・市町村における読書活動推進計画の策定 等 [学校] ・学校図書標準の達成 等 (3) <u>課題</u> [地域] ・子ども読書の日に関連する事業の実施 等 [学校] ・普段10分以上読書をする児童生徒の割合 等
10	計画の体系図	法律や諸計画に基づいて策定されている計画の概要

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 〈基本目標1〉社会全体での子どもの読書活動の推進

(1)	【推進方策1-1】 家庭における読書活動の推進	① 子どもの読書習慣の定着 ② 保護者の読書活動への理解の促進
(2)	【推進方策1-2】 地域における読書活動の推進	① 図書館サービスの充実 ② 学校等との連携・協力
(3)	【推進方策1-3】 学校等における読書活動の推進	① 読書指導の充実 ② 家庭や地域との連携・協力
〈基本目標1〉の目標指標		① [地域] 子ども読書の日等に読書推進事業を実施した市町村数 ② [学校] 授業における学校図書館の活用状況 ③ [学校] 学校図書館における様々な人材との連携状況

2 〈基本目標2〉子どもの学びを支える読書環境の整備

(1)	【推進方策2-1】 地域における読書環境の整備充実	① 公立図書館の資料・設備等の整備 ② 読書活動の推進・支援体制の整備
(2)	【推進方策2-2】 学校等における読書環境の整備充実	① 学校図書館等の資料・設備等の整備 ② 人的配置の推進及び運営体制の充実
〈基本目標2〉の目標指標		① [地域] 公立図書館におけるアクセシブルな書籍等の導入状況 ② [学校] 学校図書館におけるICT化の状況 ③ [学校] 学校司書の配置の状況

※ 国の基本計画策定に関する有識者会議の動向を注視し、今後、本計画に反映させていきます。